

平成 27 年度第 2 回
鶴岡市都市計画審議会議案書

日時 平成 27 年 8 月 26 日（水）午後 1 時 30 分～
会場 鶴岡市勤労者会館 大ホール

鶴岡市都市計画審議会

目 次

審議(1) 鶴岡都市計画土地区画整理事業の決定

審議(2) 鶴岡都市計画道路の変更

鶴岡都市計画土地区画整理事業の決定（鶴岡市決定）

都市計画鶴岡市茅原北土地区画整理事業を次のとおり決定する。

名	称	鶴岡市茅原北土地区画整理事業		
面	積	約 25.0 ha		
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線道路	3.4.22号鶴岡駅 茅原線	
		上記幹線街路を骨格とし、区画道路(標準幅員 9m)約 3,773mを適正に配置し、地区内の円滑な交通を確保する。		
	公 園 及 び 緑 地	鶴岡市緑の基本計画を基に周辺土地利用計画、地形、誘致距離等を考慮し、街区公園1カ所、緑地2カ所を設ける。合計面積は約 8,560 m ² とする。		
	その他の公共施設	雨水排水計画は、流入する用水及び雨水を道路側溝や補助幹線により機能的に地区外へ排出する計画とする。 汚水排水計画は、鶴岡市公共下水道事業の鶴岡処理区に属しているため、鶴岡市の下水道計画により一体的な整備を図る。		
	宅 地 の 整 備	区域内の宅地は約 230 区画、計画人口 650 人を目標とし、街区の短辺は 40m を基準とし、長辺は 70～140m を標準とする。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

市街化区域内大規模未利用地の計画的な市街化を図る。併せて幹線街路を整備し、交通ネットワークの強化を図る。

具 体 的 理 由 書

当該地区は、鶴岡市街地の北東部に位置し、昭和47年から用途地域が定められ、平成16年の区域区分設定では市街化区域とされ、また、平成25年の都市計画区域の見直しによる拡大と統合においても引き続き市街地区域とされた約25haの区域である。

近年は、周辺に国道7号、県道たらのき代鶴岡線に加えて平成24年に国道112号鶴岡北改良が開通するなど、幹線交通の要衝となっており、それを活かした土地利用が期待される。

また、区域の南側周辺は、平成7年の開発により福祉施設が集積しており、さらに、区域の隣接地には、県立病院「こころの医療センター」が郊外から移転し、地域の福祉・精神医療の拠点として期待が高まるとともに、周辺の計画的なまちづくりの機運が高まってきている。

このような状況の中で、無秩序な市街化を防止し、区域内の都市計画道路 3・4・22 号鶴岡駅茅原線などの道路や公園その他の公共施設を計画的に整備することで、福祉・医療を核とした機能集積を図り、利便性の高い良好な住環境と健全な市街地形成を行い、魅力あるまちづくりを目標とし、土地区画整理事業を実施するものである。

土地の調書

都市計画を決定する土地の区域

鶴岡市茅原北土地区画整理事業

(1) 追加する部分

鶴岡市 茅原町

茅原字草見鶴

茅原字中谷地

文下字広野

地内

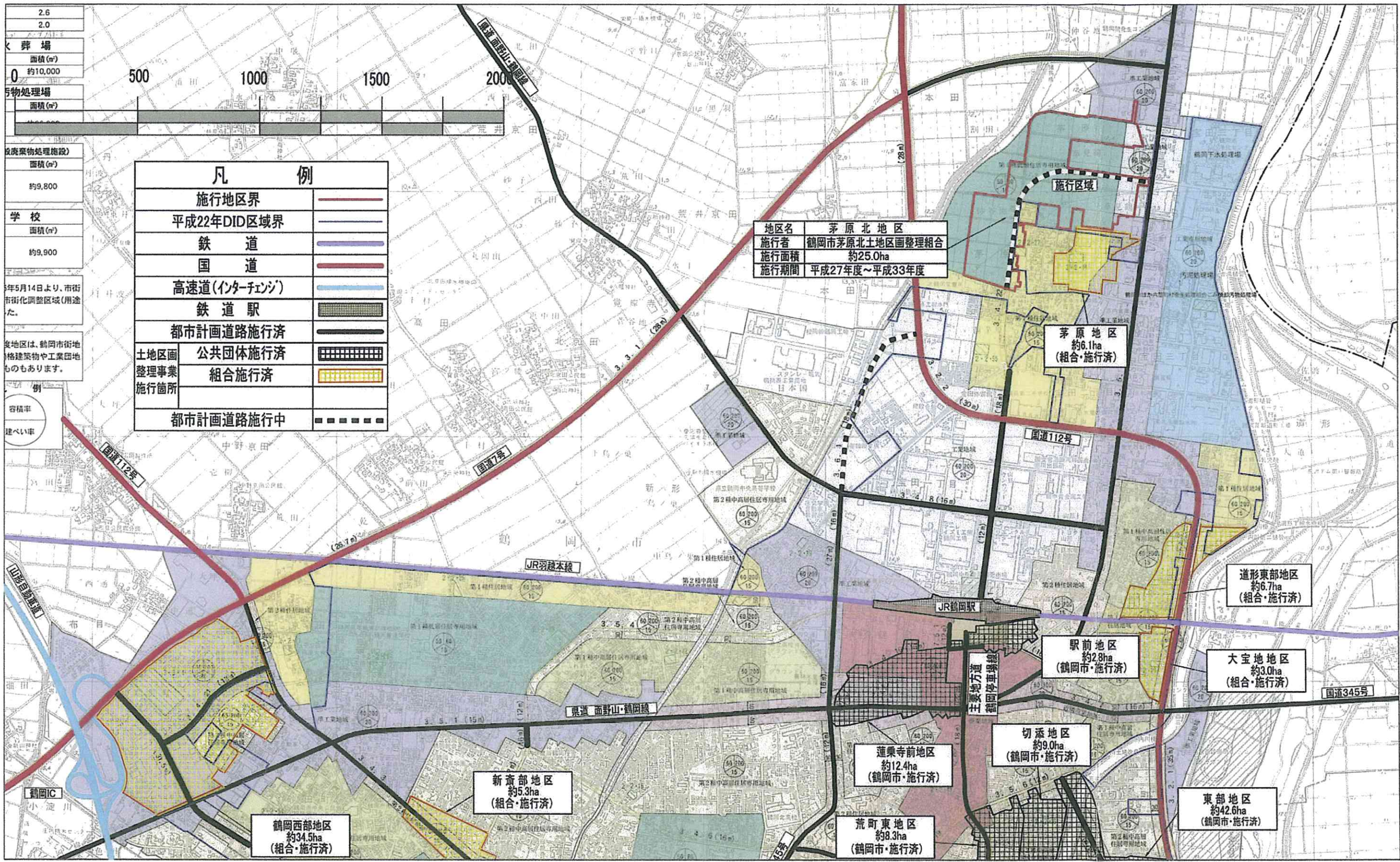
(2) 削除する部分

なし

都市計画決定の経緯表

鶴岡市茅原北土地区画整理事業

項目	内容
計画決定の推移	新規決定
事業の進捗状況	平成23年10月鶴岡市茅原地区土地利用基本計画を作成 平成24年10月31日に土地区画整理組合設立準備委員会 が設立
計画決定の内容	茅原北地区25.0haを鶴岡市茅原北土地区画整理事業として新規 決定する。
計画決定の 具体的な理由	市街化区域内大規模未利用地の計画的な住環境整備を図る。併せ て幹線街路を整備し、都市内交通ネットワークの強化を図る。
公聴会、説明会 等における問題 点及び措置	平成24年度から設立準備委員会を14回開催し、問題なし。 また、平成26年1月と平成27年7月に地権者説明会を開催 し賛同を得ている。 一般説明会を平成27年7月に実施し、問題なし。
今後の方針 について	平成27年10月に組合設立、事業着工を予定 平成33年度に竣工を予定



2.6
2.0
0
約10,000
約9,800
約9,900

凡 例	
施行地区界	——
平成22年DID区域界	——
鉄 道	——
国 道	——
高速道(インターチェンジ)	——
鉄 道 駅	■
都市計画道路施行済	——
土地区画 整理事業 施行箇所	■
公共団体施行済	■
組合施行済	■
都市計画道路施行中	——

地区名 茅原北地区
 施行者 鶴岡市茅原北土地区画整理組合
 施行面積 約25.0ha
 施行期間 平成27年度～平成33年度

鶴岡西部地区
約34.5ha
(組合・施行済)

新斎部地区
約5.3ha
(組合・施行済)

荒町東地区
約8.3ha
(鶴岡市・施行済)

切添地区
約9.0ha
(鶴岡市・施行済)

東部地区
約42.6ha
(鶴岡市・施行済)

駅前地区
約2.8ha
(鶴岡市・施行済)

大宝地地区
約3.0ha
(組合・施行済)

道形東部地区
約6.7ha
(組合・施行済)

茅原地区
約6.1ha
(組合・施行済)

鶴岡都市計画事業 鶴岡市茅原北土地区画整理事業 計画図



鶴岡都市計画道路の変更（鶴岡市決定）

都市計画道路中 3・4・19 号山王町本町線を次のように変更する。

新旧対照表
 上段：変更前
 下段：変更後

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3.4.19	山王町本町線	鶴岡市山王町	鶴岡市本町二丁目	鶴岡市本町一丁目	約 1,290 m	地表式	2車線	18m	幹線街路との平面交差 3箇所	
	3.4.19	山王町本町線	鶴岡市山王町	鶴岡市本町二丁目	鶴岡市本町一丁目	約 1,290 m	地表式	2車線	18m	幹線街路との平面交差 3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

具 体 的 理 由 書

昭和 49 年に年々増加傾向にある交通量に伴い、交通渋滞の緩和と歩行者や来訪者に対する交通事故防止のため、市内の中心部にある銀座通り、川端通り等を一方通行規制とし、その後、昭和 63 年に中心商業地区の自動車交通と歩行者交通を再編するとともに同地区の歩行者空間の充実のために新たに 3・4・19 号山王町本町線を都市計画決定したものである。

しかしながら、一方通行規制から約 40 年が経過し、その間、国道バイパス等が整備され、規制した当時と比較し、中心部を通行する交通量や交通形態が変化したこと、また、中心部の一方通行規制は道路利用者の利便性を損ない、中心市街地における空き家、空き地の増加や中心市街地商店街の衰退につながっているなどの問題点などから、中心市街地の交通ネットワークの見直しのため、中心市街地交通規制解除推進協議会を立ち上げて、沿線施設の利便性の向上、通行ルートが増えることによる通行量の分散化、歩道整備による歩行者の安全確保等のため、中心市街地における一方通行規制を解除する。それに伴い、市道荘内神社前大東町線へ右折する車両による交差点内での交通の輻輳を防止し、円滑な交通流を図るための右折レーンを設置するため、幅員を 17m から 18m に変更するものである。変更部分は、本路線と交差する市道荘内神社前大東町線との交差点部に係る約 270m の区間とする。

土地の調書

都市計画を変更する土地の区域

3・4・19号山王町本町線	追加する部分	なし
	削除する部分	なし

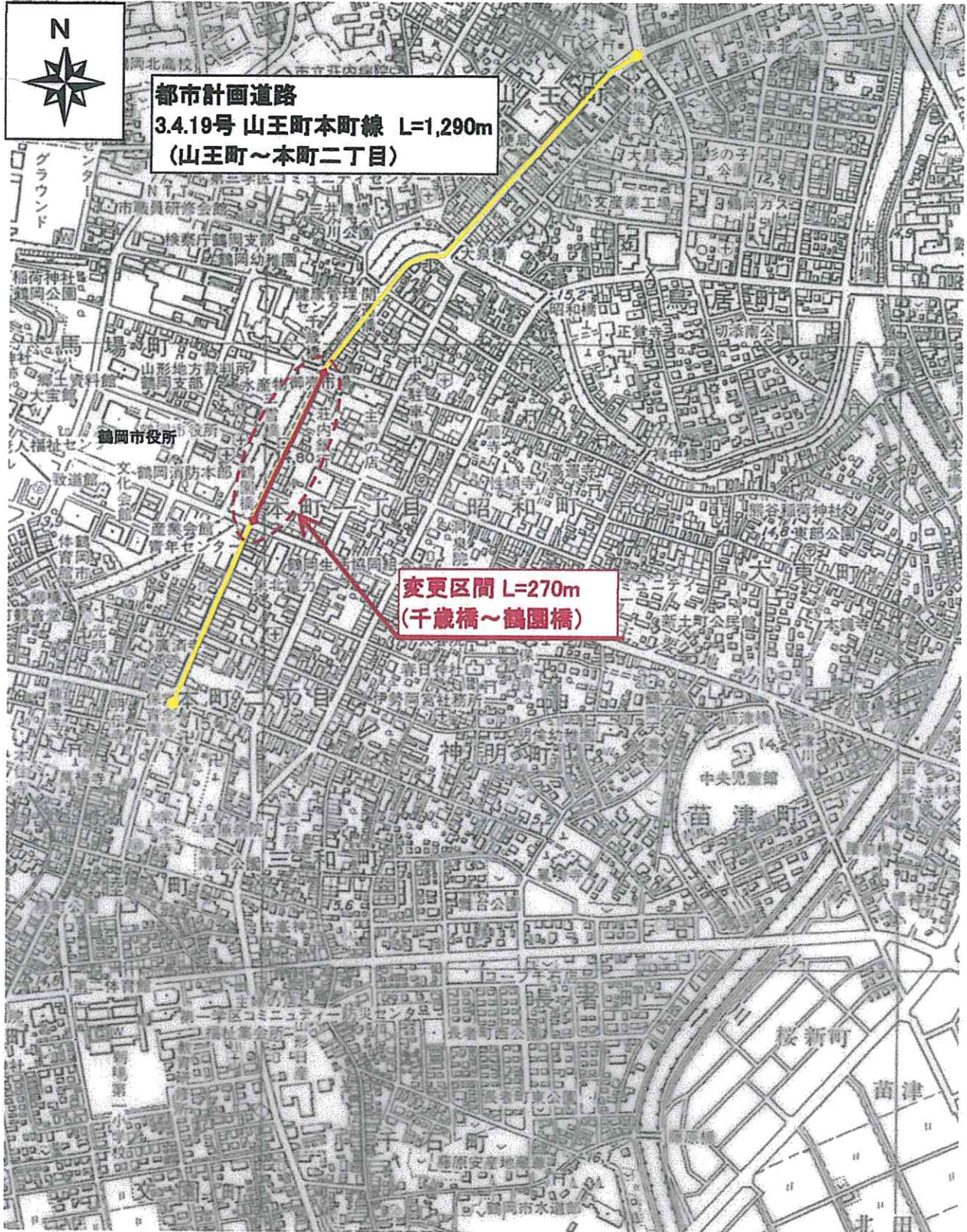
都市計画変更の経緯表

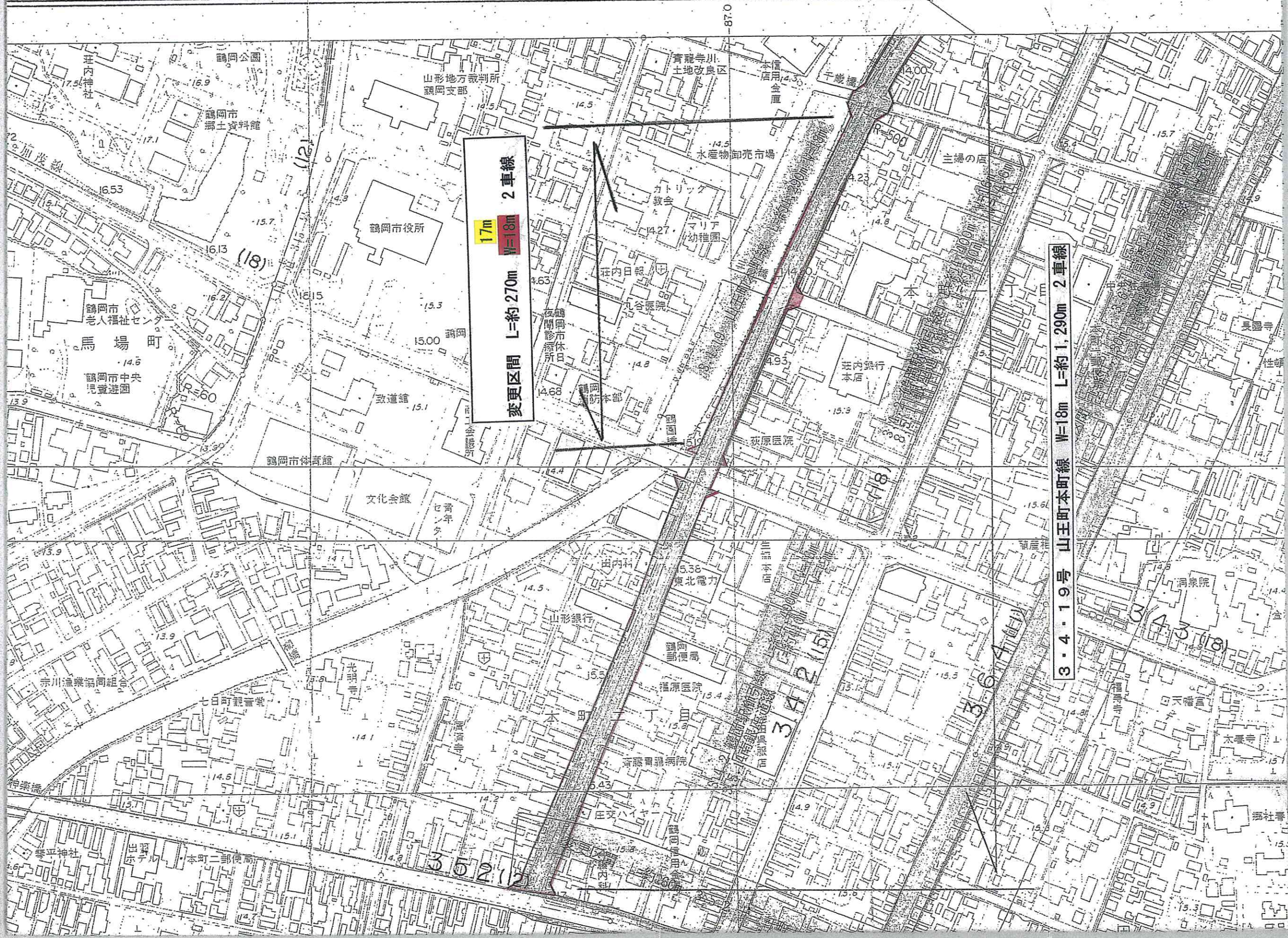
(3・4・19号山王町本町線)

項 目	内 容
計画決定の推移	当初決定 昭和 63 年 2 月 26 日：延長 1290m、幅員 18m 第 1 回変更 平成 12 年 3 月 31 日：車線数決定（2 車線） 今回変更 平成 27 年 月 日：幅員変更（18m）
事業の進捗状況	計画延長 1,290mのうち、改良済み 272m
計画変更の内容	市道荘内神社前大東町線との交差点に右折レーンを設置するため、一部幅員を変更する。
計画変更の具体的理由	鶴岡市中心市街地における交通ネットワークの見直しに併せ、市道荘内神社前大東町線との交差点部に右折レーンを設置し、円滑な交通処理に資する。
公聴会、説明会等における問題点及び措置	一般説明会を平成 27 年 7 月に実施し、問題なし。
今後の方針について	早期整備に努力する。

位置図

S=Free





17m W=18m 2車線
 変更区間 L=約270m

3・4・19号 山王町本町線 W=18m L=約1,290m 2車線